

日行連発第 1301 号
令和 3 年 12 月 15 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 原田 誠

令和 4 年 1 月 1 日からの公証事務運用の改定について（周知）

公証人手数料令の一部を改正する政令が公布され、令和 4 年 1 月 1 日から株式会社等の定款手数料の一部引下げがなされます。また、同日から、公証事務運用が改定され、嘱託人作成の文書の一部について押印を廃止するとともに、郵送による執行文付与申請及び正謄本の交付申請が可能になります。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、公証事務運用の改定がされたこと及び別添資料の留意点について会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

添 付：令和 4 年 1 月 1 日からの公証事務運用の改定について（周知方依頼）（令和 3 年 12 月 14 日）

別 添：令和 4 年 1 月 1 日からの公証事務運用の改正について

別紙 1：執行文（単純・数通）付与申立書（郵便申立て用）

別紙 2：執行文（事実到来・承継）付与等申立書（郵便申立て用）

別紙 3：正謄本請求書（郵便申立て用）

別 表：嘱託人作成文書への押印を廃止する書類について

令和3年12月14日

日本行政書士会連合会

会長 常 住 豊 様

日本公証人連合会

会長 大 野 重 國

令和4年1月1日からの公証事務運用の改定について（周知方依頼）

貴会におかれましては、ますます御隆盛のこととお喜び申し上げます。日頃から公証事務の運営につきまして、御理解と御支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本年12月（日付未定）に公証人手数料令の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日から株式会社等の定款手数料の一部引下げがなされます。また、同日から、公証役場の利用者の利便性を考慮して、公証事務運用の改定を行い、嘱託人作成の文書の一部について押印を廃止するとともに、これまで認めてこなかった郵送による執行文付与申請及び正謄本の交付申請を認めることとしました。

これに伴う留意点は、別添のおとりです。

各公証役場には、円滑かつ遺漏のない公証事務の運用に心掛けるように指示をしておりますが、公証事務運用の改定に際しましては、公証役場を御利用いただいている貴会の会員の皆様に御不便をお掛けすることもあるかと思っております。

つきましては、貴会の会員の皆様に、公証事務運用の改定がされたこと及びその留意点を御周知いただくとともに、貴会の御理解と御協力を賜れば幸いです。

今後とも、倍旧の御高配を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

令和4年1月1日からの公証事務運用の改正について

1 はじめに

令和4年1月1日から、次の3つの制度がスタートします。

- ① 株式会社等の定款認証手数料の改定
- ② 郵送による執行文付与申立て、正謄本交付申立てを認めること
- ③ 嘱託人作成文書への押印を廃止すること

2 株式会社等の定款認証手数料の改定

- (1) 株式会社又は特定目的会社の定款の認証の手数料について、これまで「5万円」であったものが、資本金の額等が100万円未満の場合「3万円」に、資本金の額等が100万円以上300万円未満の場合「4万円」に、その他の場合「5万円」にと改められます。

- (2) 上記改定に伴う留意点は2点です。

1点目は、経過措置の問題です。新制度は、定款認証の嘱託時を基準とします。1月1日前の申請のもの（電子定款は登記供託オンラインシステムにより受付処理された時、紙定款は公証役場窓口で定款の認証嘱託がされた時を基準にします。）は、従前の一律5万円です。

2点目は、公証人手数料令の解釈の問題です。手数料は株式会社等の資本金の額等によって区分されています。この資本金の額等が定款案に記載されていない場合は、「設立に際して出資される財産の価額」が基準となります。定款の中には、「設立に際して出資される財産の最低額」を記載しているものがあります。その場合、改正後の公証人手数料令第35条第1号及び第2号のいずれにも該当しない場合ですので、同条第3号の「前二号に掲げる場合以外の場合」に該当することとなり、「5万円」の手数料となります。

3 郵送による執行文付与申立て、正謄本交付申立てを認めること

- (1) 執行証書に対する執行文付与の申立て及び執行文の謄本の交付の請求並びに公正証書の正本又は謄本の交付請求については、法務省先例によって、郵送による申立や交付請求は認められていませんでした。

しかしながら、電子定款等の手続において本人確認や代理権限の証明がオンラインで行うことが可能とされていることや裁判所においても判決等の債務名義の正本や謄本の交付請求や執行文付与の申立てについて郵送によることが認められていること等を考慮し、この点を改め、郵送による申立てや交付請求を認めることとしました。

別添

(2) もっとも、公正証書の正謄本の交付請求については、公正証書の内容に関する秘密性等を考慮し、公的機関が発行した申立人の写真付きの身分証明書の写しによって本人確認をする場合に限り、テレビ電話を使って本人確認をすることとしました。なお、印鑑登録証明書によって本人確認をする場合は、テレビ電話による本人確認の手続は不要です。

なお、これまで最寄りの公証役場での正謄本の申立書の本人確認を認める運用を行ってきましたが、これは廃止します。

(3) 郵送による執行文付与申立て等について

郵送による執行証書に対する執行文付与申立て等の取扱いは、次のとおりです。

① 必要書類は、

ア 執行文付与申立書

単純・数通執行文付与、事実到来・承継執行文付与の申立書（別紙1、2）は、日本公証人連合会のHPに掲載しますので、御利用ください。

イ 執行証書の正本

ウ 本人確認資料

1) 実印と印鑑登録証明書で本人確認をしようとする場合は、執行文付与申立書等に実印を押捺し、発行後3か月以内の申立人の印鑑登録証明書を添付してください。

2) そうではない場合は、公的機関が発行した申立人の写真付きの身分証明書の写しが必要です。なお、パスポートその他の公的機関が公証した住居地の記載がない身分証明書の場合は、住民票、健康保険証等の公的機関が住所地を公証したものを添付します。

エ 事実到来執行文又は承継執行文の場合には、その事実の到来を証明する文書又は承継の事実を証明する文書が必要です。原本と併せて、その写しを添付してください。

オ レターパック・プラス又は書留郵便用の郵便切手を貼付した返送用封筒

返信先を記載したレターパック・プラス又は書留郵便用の郵便切手を貼付した返送用封筒を同封してください。そして、返信先は、申立人の本人確認資料記載の住所地を記載してください。代理による申立ての場合にあっては、代理人の本人確認資料記載の代理人の住所地又は申立人の本人確認資料記載の住所地を記載します。

② 代理人の場合

上記①のアイエオに加え、代理権限を証する委任状と発行後3か月

別添

以内の申立人の印鑑登録証明書及び代理人の本人確認資料が必要です。

③ 申立人又は代理人が法人である場合

上記の必要書類のほか、当該法人の代表者の資格を証する証明書が必要です。

④ 手数料等

謄本の作成手数料及び送達費用は、ATMやインターネットバンキング等を利用して振り込みます。

(4) 郵送による公正証書の正謄本の交付請求

郵送による正謄本交付申立て等（別紙3）について、基本的に執行文付与申立ての場合と同じですが、公的機関が発行した申立人の写真付きの身分証明書の写しを本人確認資料とする場合には、テレビ電話を利用した本人確認を行います。

なお、公証人の面識のある者からの申立てについては、公証人法第28条第1項及び第2項に鑑み、本人確認資料を省略できます。

4 嘱託人作成文書への押印を廃止することについて

近時の行政手続における押印の廃止を受け、公証事務においても、別表のとおり、これまで嘱託人に対して押印を求めていた嘱託人作成の文書の一部につき、押印を不要とすることにしました。

もっとも、実印及び印鑑登録証明書によって本人確認（人違いでないことの証明）をしようとする場合は、申立書等への実印による押捺を省略することはできません。

① 執行関係及び送達関係の書類の押印

押印の廃止をしないことにしました。裁判所は、執行関係、送達関係書類の押印については廃止しない方針のようですので、これと同様とします。

② 正謄本の交付申立書及び閲覧申立書の押印

実印と印鑑登録証明書を本人確認資料とする場合には、申立書等への実印による押捺を必要とします。

公的機関が証明する顔写真付きの身分証明書を本人確認資料とする場合には、押印は不要です。

③ 電子定款に関する申告書等の押印

電子定款に関する申告書（①実質的支配者の申告書、②同一情報の提供の申告書、③嘱託人作成の各種上申書）については、押印や電子署名は不要です。

表明保証書は、嘱託人（定款作成代理人）以外の実質的支配者本人が

別添

作成するものですので、性質上、署名をお願いすることになります。この場合の押印は不要です。

④ 保証意思宣明書の保証予定者の押印

保証意思宣明書の保証予定者の押印は不要です。

⑤ 原本還付

公証人法施行規則第15条所定の、附属書類である印鑑証明書や登記事項全部証明書等を原本還付する場合には、嘱託人の押印は不要です。

⑥ 上申書

上申書は、意思表示文書ですから、基本は署名又は記名押印が必要です。もっとも、メールの遣り取りなどで真正が容易に把握できる場合などは、押印も省略可能です。各公証役場に御照会ください。

(別紙1)

(郵便申立て用)

執行文（単純・数通）付与申立書

(法26条、規則16条)

令和 年 月 日

〇〇法務局所属 公証人 _____ 殿

次のとおり執行文の付与を申し立てます。

1 申立人（債権者）

住所		
氏名		
代理人 代表者		
電話番号		

2 執行文付与を求める執行証書（強制執行認諾条項のある公正証書）の表示

〇〇〇〇公証人 作成		契約
平成・令和 年 第 号		公正証書

3 債務者（公正証書上の表記ではなく、強制執行・配当要求をされる者）の表示

	債務者・連帯 保証人の種別	氏名	執行文 の通数	正本の 要否・通 数	謄本の 要否・通 数
1					
2					

3					
4					

4 2通以上又は再度の付与の場合は、その理由

5 請求権の一部について執行文付与を申し立てる場合は、強制執行をすることができる範囲

[添付書類] 委 任 状 資格証明書 印鑑証明書

(以下は公証役場で利用します。)

申立人に対して、令和 年 月 日に

レターパックで送付した。

書留郵便で送付した。

お問い合わせ番号（レターパック）・引受番号（書留）は次のとおりである。

レターパックの問い合わせ番号を貼付すること。

書留郵便の引受番号を記入すること。

(別紙2)

(郵便申立て用)

執行文（事実到来・承継）付与等申立書

令和 年 月 日

〇〇法務局所属 公証人 _____ 殿

次のとおり執行文の付与（下記1ないし7）を申し立てます。

また、執行文の謄本等（下記5の文書を含む。）を下記8の者に送達し、その送達証明書の交付を申し立てます。

1 申立人（債権者）

住所		
氏名		
代理人 代表者		
電話番号		

2 執行文付与を求める執行証書（強制執行認諾条項のある公正証書）の表示

〇〇〇〇公証人作成 平成・令和 年 第 号	契 約 公正証書
--------------------------	-------------

3 債務者（公正証書上の表記ではなく、強制執行・配当要求をされる者）の表示

	債務者・連帯 保証人の種別	氏 名	執行文 の通数	正本の 要否・通 数	謄本の 要否・通 数
1					

2					
3					
4					
5					

4 事実到来・承継執行文の場合は、その事情

5 事実到来・債権債務の承継を証明する文書の表題

1

2

3

6 2通以上又は再度の付与の場合は、その理由

7 請求権の一部について執行文付与を申し立てる場合は、強制執行をすることができる範囲

8 執行文の謄本等の送達先

住 所 等	
氏名・名称	
法定代理人 代 表 者	

〔添付書類〕 委 任 状 資 格 証 明 書 印 鑑 証 明 書

(以下は公証役場で利用します。)

申立人に対して、令和 年 月 日に

- レターパックで送付した。
- 書留郵便で送付した。

お問い合わせ番号（レターパック）・引受番号（書留）は次のとおりである。

- レターパックの問い合わせ番号を貼付すること。
- 書留郵便の引受番号を記入すること。

(別紙3)

(郵便申立て用)

正 謄 本 請 求 書

〇〇法務局所属

公証人

殿

令和 年 月 日

請求者 住所

氏名

印

電話番号 (- -)

次の公正証書又は定款に基づく、正本・謄本の交付を請求します。

1 公正証書・定款

〇〇〇〇公証人 作成 平成・令和 年 第 号	公正証書 定 款
---------------------------	-------------

2 請求する正本・謄本の数

	正 本	謄 本
通 数		

(以下は公証役場で利用します。)

申立人に対して、令和 年 月 日に

レターパックで送付した。

書留郵便で送付した。

お問い合わせ番号 (レターパック)・引受番号 (書留) は次のとおりである。

レターパックの問い合わせ番号を貼付すること。

書留郵便の引受番号を記入すること。

別表

嘱託人作成文書への押印を廃止する書類について		
番号	対象文書・押印	押印不要・押印維持
1	執行関係の資料の押印 ①執行文付申請書 ②執行文受領書	押印維持
2	公正証書謄本等の送達関係資料の押印 ①謄本等送達申請書 ②送達受領書 ③送達証明申請書 ④送達証明書受領書 ⑤送達不能証明申請書	押印維持
3	正謄本の交付申請書及び閲覧申請書の押印	(面前) ①実印による身分確認の場合 押印維持 ②公的機関の証明書による身分確認の場合 押印不要 (署名又は記名) (郵送) ①面前①と同じ ②公的機関の証明書の写し+TV電話での確認 押印不要 (署名又は記名)
4	電子定款に関する申請書 ①実質的支配者の申告書 ②表明保証書 ③同一情報提供の申告書	①及び③につき 押印不要 (署名又は記名) ②につき 押印不要 (実質的支配者の署名のみ)
5	保証意思宣明書の保証予定者の押印	押印不要
6	原本還付	押印不要
7	上申書	押印を一部省略することも可 (公証役場に照会)